平成２６年（フ）第１８号
茨城県北茨城市中郷町足洗592番地
債務者　茂木　芳子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６０号
愛知県田原市保美町平城110番地２
債務者　吉川　智之
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６１号
愛知県田原市保美町平城110番地２
債務者　吉川　光久
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６８号
兵庫県明石市魚住町西岡2108番地
債務者　濵田勇三郎
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　破産債権の届出期間　平成26年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県佐用郡佐用町佐用2846番地４
債務者　小林　　功
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１７０号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目630番地14
債務者　山末　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
和歌山県有田郡広川町大字広1554番地
債務者　池宮　　聡
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
愛媛県宇和島市宇和津町２丁目３番24号
コーポ宇和津201号
債務者　山本　祐二
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　博雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２３０号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番４―406号
債務者　廣瀬　美樹
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　昌明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８号
埼玉県川越市小仙波町２丁目42番地３　パーク喜多院203号室
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４号
広島市中区三川町１番７―303号
債務者　南免羅　毅
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３号
愛媛県松山市南江戸５丁目15番10号
債務者　石坂久美子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４号
岩手県一関市字沢161番地47　ニュータウンハイツ202、前住所岩手県一関市萩荘字打ノ目259番地３
債務者　千葉麻衣子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２６号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート２―32
債務者　酒井　　遼
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第６８号
函館市日ノ浜町182番地１
債務者　小川　　健
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６号
函館市金堀町７番４号、住民票上の住所函館市大船町52番地１
債務者　東出　みほ
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
函館地方裁判所